

一般社団法人 日本アレルギー学会
女性指導医および女性専門医の資格更新手続救済措置について（内規）

本学会専門医制度規程施行細則第 30 条（「女性指導医」および「女性専門医の認定更新に関する救済措置」）において、下記の通り内規を設定する。

1. 資格更新手続延期中における研修受講について

資格更新手続延期中に少なくとも次の研修について毎年 1 年ごとに 1 回以上は受講するものとする。

- ・ 専門医認定教育セミナー（半日コース）
- ・ 専門医認定教育セミナー（全日コース）
- ・ 集中研修 1 日以上

（集中研修とは国立病院機構相模原病院臨床研修センター主催の相模原臨床アレルギーセミナーになります。）

2. 妊娠、出産、育児が繰り返された場合の取り扱いについて

資格更新手続延期届は資格取得または資格更新後次回更新までの 1 回のみ有効とする。

例 1：2009 年度資格取得

2014 年度資格更新手続延期（5 年延期希望）

2019 年度資格更新手続再度延期（無効）

例 2：2009 年度資格取得

2014 年度資格更新手続延期（4 年延期希望）

2018 年度資格更新

2023 年度資格更新手続延期（5 年延期希望）（有効）

2028 年度資格更新

3. 資格更新手続延期届に添付の所属施設長等の証明書類について、「所属施設長等」とは次のとおりとする。

- ・ 現所属施設長
- ・ 妊娠、出産、育児のために退職した場合は最終勤務先所属施設長

平成 24 年 4 月 1 日
令和 4 年 6 月 19 日 一部改正